

# 2021年2月定例県議会 代表質問

2021年2月24日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、代表質問を行います。

はじめに、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災・原発事故からまもなく丸10年を迎えますが、去る2月13日午後11時8分、マグニチュード7.3、最大震度6強の大地震が再び県内を襲いました。幸い死亡者は出ていないものの、ケガをされたり、住家等への被災を受けたすべての被災者のみなさまに、心よりお見舞いを申し上げます。

また、1年が経過した新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、現在入院治療中の方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。治療中の方々が1日も早く回復されますようご祈念申し上げますとともに、県民の命を守るため最前線で日々奮闘されておられる医療従事者などの全てのケア労働者、すべてのエッセンシャルワーカーのみなさまに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

昨年9月に発足した菅政権は、新型コロナウイルス感染症への対応をみても、専門家などの科学的知見を重視せず、国民の命を守るよりもGo To事業など経済対策を優先させたことが、第3波まで感染を拡大させ、医療機関のひっ迫を招いてきたことは明らかで、菅政権による「人災」です。その根本にあるのが、貧困と格差が広がり「自助」だけでは限界なのに、「自助」と“自分の身は自分で守れ”という「自己責任論」をおしつける冷酷な新自由主義です。

県は、2021年度一般会計当初予算に1兆2,585億1,400万円を計上しました。県はこれらの予算を県民のいのちと暮らしを守ることを優先に、菅政権に対しても県民の立場ではっきりものを言うとともに、市町村を応援しながら広域自治体としての県の役割をしっかりと発揮するよう冒頭述べまして、以下質問に入ります。

## 一、福島県沖の地震について

今月13日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震は、2011年の東日本大震災の余震とされています。その被害の全容はまだつかまれていませんが、住家被害は全壊、半壊、中でも一部損壊が多数にのぼり、重軽傷者は102人となっています。

私たち日本共産党県議団は、地震発生翌日の14日、高橋千鶴子、岩渕友両国会議員とともに二本松市の岳温泉地内を視察しました。建物が被災した2つの老舗旅館で内部を見せて頂きながらお話を伺いましたが、外観をみただけでは分からなかった被害の大きさに驚くと同時に、資金繰りの面でも、この10年間の大震災・原発事故の風評被害やコロナの影響、今回の地震被害と、何重にも被害を受け非常に困惑している様子でした。また、16

～17日には、相馬市と新地町を視察しましたが、特に、新地町は屋根瓦が落下する住家被害が多数に上っており、県からの応援を求める声とともに、事業所等へのグループ補助などの有利な制度が激甚災害の指定が前提となっていることから、国や県の柔軟な対応を求める要望が出されています。一方、県南地方も住家等の被害が大きく、鏡石町では全壊が20戸程度あるとの報道もあります。

今回の地震について、政府の地震調査研究推進本部は、「今後も長期間、余震域や内陸を含むその周辺で規模の大きな地震が発生し、強い揺れや高い津波に見舞われる可能性がある」と注意をよびかけています。また、東北大学災害科学国際研究所の大野晋准教授は、今回の地震の揺れ方の特徴について、建物の被害につながる周期は小さい一方、外装材や屋根、設備機器、ブロック塀の短期周期（0.5秒以下）の揺れは同等レベルの地点があったと解析しています。これら専門家の知見をふまえて、住家等の被害は外見だけではわからない被害もあることから、市町村を応援しながら、

① 2月13日に発生した福島県沖の地震の被害状況を丁寧に把握するとともに、速やかな被災者の生活再建を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

一方、福島第一原発と第二原発の地震の影響について、東京電力は、核燃料プールからの溢水については地震直後に発表したものの、その後も、汚染水タンクのずれや、充填している窒素が漏れていたのは10年前の事故時で受けた格納容器のひび割れが広がっているのではないかと、さらに、3号機の建屋内に昨年設置した2基の地震計が故障していたが修理をしないまま、今回の地震データを記録できなかったなどについて、自ら公表していないことは重大です。再び東電が「安全神話」に浸り始めているのではないかと、県の対応も問われます。

② 2月13日に発生した福島県沖の地震に係る原子力発電所に対する県の対応についてうかがいます。

## 二、新型コロナウイルス感染症対策の強化について

### 1、検査体制の拡充・強化について

世界保健機構 WHO がパンデミックを宣言してから丸1年が経過しました。新型コロナウイルス感染者は、世界全体で1億人を超え、世界中で人間の命が危険にさらされ、暮らしや経済に深刻な打撃を与えています。まさに、人類の危機です。国内でも第3波のただ中にあり、感染者は42万7千人、死亡者は7,500人を超えました。

県内では、感染者が2月22日時点で1,885人、死亡者は69人となり、クラスターが県内各地で発生し、累計35ヶ所となりました。

福島市の西部病院でクラスターが発生した12月から拡大し、1月9日には1日当たり最多の46人となり、南会津町の田島ホームは県内最大のクラスターとなり71人が確認されています。その後も、会津若松市の障がい者施設、2月に入り会津若松市の竹田総合病院、

郡山市の高齢者施設、石川町の学法石川高校、さらに昨日、郡山市の太田総合病院でクラスターが発生しました。

全国でも高齢者施設等での感染が広がっていることから、2月9日～11日にしんぶん赤旗が実施した聞き取り調査では、全国の半数を超える25都府県が高齢者施設等での積極的なPCR検査を実施または計画していることが明らかになりました。

さらに、2月4日の厚労省事務連絡を受けて、緊急事態宣言下の10都府県及び政令市や中核市を含めた39自治体で、感染者が判明していない場合でも、高齢者施設の職員などを対象に最大2万8,289カ所でPCR検査を実施する計画が策定されました。一歩前進ですが、これは3月中までで、定期的な検査も検査対象も、職員だけであり、検査費用も相変わらず国は半分のみ負担です。

① 高齢者施設と医療機関において、職員や入所者・入院患者、出入り事業者に対して一斉かつ定期的にPCR検査を実施すべきですが、県の考えをうかがいます。

本県で医療機関や高齢者施設の感染拡大が多いのは、県の対応に遅れがなかったか、現地任せにしていなかったのか、全国と比較しても死亡率が高く死亡者数が多いなど、検証と対策が必要です。

② 高齢者施設で多くのクラスターが発生し、本県感染者の死亡者数が多い現状をどのように分析し、どのような対策を講じていくのか、県の考えを尋ねます。

感染拡大を抑制するためには、私たち日本共産党県議団がこれまでも一貫して求めているように、感染を広げている無症状の感染者を早期発見し、隔離・保護することです。そのためにはクラスター対応にとどめず、面的・社会的なPCR検査を幅広く実施すべきです。無症状の陽性者は、県の発表でも明らかですが、若い世代ばかりでなく、70代、80代、中には90代の高齢者もいます。しかし、県はなかなかその検査対象を広げようとしてきませんでした。

県内では、クラスター発生が続いた郡山市が、医療機関と連携し幅広くPCR検査を実施しています。駅前の専門学校クラスター発生時には、2,000人を超えるすべての学生・職員にPCR検査を何度も実施し抑え込みました。

なお、PCRの検査方法について、このほど北海道大学病院の豊嶋氏が、唾液検査もこれまでの鼻腔検査と同等の精度があるとの研究結果を発表しています。さらに、全自動のPCR検査機器の開発・実用化も進んでいます。愛知県の藤田医科大学は、川崎重工が開発した自動PCRシステムの導入準備を進めていますが、1日最大16時間稼働で2人の操業者がいれば1日2500回の検査が可能とされ、しかもコンテナなので地域の居住者や高齢施設等へも移動し検査ができます。

本県も、唾液検査と組み合わせるなどしながら、社会的・積極的PCR検査する手立てを講じるべきです。

③ 無症状の感染者を早期発見・隔離・保護するため、面的・社会的な PCR 検査を大規模に行う戦略が必要であると思いますが、県感染対策本部長の知事の考えをうかがいます。

④また、幅広く PCR 検査を実施するため、検査費用の 2 分の 1 の地方負担を国の負担とするよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

政府は 1 月 18 日、2021 年度予算案を国会に提出しましたが、一般会計は過去最大の総額 106 兆 6,097 億円の規模となりました。これに先立ち第 3 次補正予算を 1 月 28 日に成立させ、21 年度予算と合わせた「15 ヶ月予算」としています。しかし、コロナ対策には予備費から 5 兆円をあてただけであり、しかも、今苦しんでいる医療機関の減収補填も国民の命と暮らしなどへの直接支援はなく、コロナ後の Go To 事業などの経済対策が中心です。

一方、このコロナ禍の下でも憲法破壊の「敵基地攻撃」兵器の整備やアメリカからの兵器調達を前倒しで計上し、5 兆 3,400 億円としました。軍事費は 9 年連続の増額、7 年連続の過去最大を更新しましたが、今こそ軍事費を削り新型コロナ対策に回すべきです。国連では、今年 1 月 22 日、「核兵器は違法」とする国際法、「核兵器禁止条約」がついに発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、未だに署名も批准もしていないのは、アメリカの核の傘に入っているからです。

ところで、今月 3 日、国会で新型コロナウイルス対応の改定感染症法が可決・成立し、13 日に施行されました。冷酷な菅政権は、当初は犯罪者扱いできる「刑事罰」まで盛り込む方針でしたが、公衆衛生を担う保健所や専門家からも強い反対の声が上がり、結局、「行政罰」と過料を課す法案が採択となりました。わが党は、ハンセン病患者の強制隔離やエイズ患者を差別した過去の歴史的反省から、たとえ「行政罰」であっても「罰則規定」の全面削除を求めています。ところが、菅政権は、首相自身はじめ自民・公明与党幹部や国会議員が夜の銀座等で会食を繰り返しているのですから、とんでもありません。国民には厳罰を求め、ひっ迫している保健所等にそれを判断させることになれば、差別と偏見、社会の分断を招き、感染症防止対策にも逆行します。

⑤ 感染症法の改定により規定された行政罰を適用すべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 2、医療体制の整備について

今、新型コロナ感染拡大による影響で、県内でも医療機関は医療崩壊や経営危機にさらされ続けています。しかし、国も県も、感染者を受入れている医療機関への支援策しかありません。地域の医療機関が連携してコロナ対策を担っている観点に立ち、

① 感染者の受入れの有無にかかわらず、全ての医療機関への減収補填を国に求めるとともに、県としても支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の確保病床数は 469 床、即応病床は 391 床となっていますが、1 月 14 日に南会津町でクラスターが発生したピーク時は、入院が 311 人となり利用率は 66.5%、この時点の即応病床 348 床に対する利用率は 89.4%までひっ迫する事態となりました。

② 新規感染者は入院することを原則とし、今後も病床を確保することが必要であると思いますが、県の考えをうかがいます。

### 3、暮らし、雇用、事業所への経済対策について

東京商工リサーチの調査では、昨年 1 年間の県内の倒産は 74 件、休廃業・解散した事業所は 637 とされています。資金力がない中小企業は、コロナ禍で将来の事業展望が見通せず、倒産ではなく自ら会社を休廃業せざるを得ないところに追い込まれています。

国民の世論と運動で実現した持続化給付金、家賃支援金は、申請期限が延長されたものの 2 月 15 日で終了しました。

① 持続化給付金や家賃支援給付金について、再度の支給や要件緩和を国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、福島労働局は、県内で製造業、宿泊業、サービス業など 44 社が、2 月以降の見込みを含め 1,391 人がコロナによる解雇・雇止めになると発表しました。これは、ハローワークがつかんでいる数字だけです。特に、非正規雇用者が真っ先にその対象にされています。

② 雇用調整助成金について、特例措置を 4 月以降も延長するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

③ 売上の減少した中小事業者に対する県の一時金について、売上減少要件を緩和するとともに、事業規模に応じた支給とすべきですが、県の考えをうかがいます。

国の各種支援金や給付金だけでは営業を続けられません。倒産や廃業を招かないよう、中小業者への直接支援を行うべきです。ドイツは、コロナ禍の事業者に対し、前年度売上の 75%まで国が直接補填する制度とし、ヨーロッパ各国がそうした制度をもっています。

④ 事業所への直接減収補填を実施するよう国に求めるとともに、県としても実施すべきと思いますが、考えをうかがいます。

国民の暮らしは、8 年にわたる安倍自公政権の下で「格差と貧困」がいつそう広がり、そこにコロナ禍の影響が襲ったのですから、生活困窮者が急増しています。

ところが、大企業の内部留保金はこのコロナ禍でも過去最大の 702 兆 6 千億円となり、そのうちの不要不急の積立金 400 兆円のごく一部を賃上げと労働条件の改善に還元させれば、コロナ危機を打開し、日本経済も再生できます。また、昨年 11 月、株価上昇で日本の

大富豪 35 人の資産が計 20 兆円を突破しました。これは日銀が株式市場に昨年 1 月以降だけでも 6.7 兆円もの公的マネーを投入したからです。コロナ禍で大儲けをしているこれら大企業や富裕層にこそ応分の税の負担を求めれば、コロナ対策も消費税率の引き下げも十分可能です。

一方、安倍政権の下で消費税 8%、10%の複数税率制と同時に、2023 年 10 月からのインボイス制度・適格請求書等保存方式が導入されましたが、このコロナ禍でも菅政権は、今年 10 月からインボイス発行業者の登録申請を始めるとしています。

年間売上高 1,000 万円以下の免税事業者の 1 人親方やフリーランスなどは、税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえず、インボイスを発行することができなくなります。そうなれば、取引先や元請、業務委託元から取引を断られたり、値引きや単価の引き下げ求められるなど、結局は納税業者にならざるをえなくなります。そうなればたとえ赤字であっても売上げがあれば消費税がかかるため、どちらを選択しても中小零細業者にとっては苛酷な仕組みです。

世界では、新型コロナ禍で経済危機を打開するため、すでに世界の 50 カ国・地域が、付加価値税つまり消費税の減税を実施しているのに、日本は全く逆です。

⑤ 中小企業支援の立場から、消費税率 5 パーセントへの減税及び適格請求書等保存方式（インボイス）の導入の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、消費税は、コロナ禍で昨年分は猶予されたものの、今年の納税は昨年分と合わせて 2 年分を納税することになります。コロナ禍の影響は、第 3 波が続く今もいっそう大きく、今回の地震被害も加わればとも 2 年分を納税できる現状にありません。

⑥ 消費税について、特例猶予の再度の実施に加え、減免制度の創設を国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

芸術文化は、人間が生きるために必要だとドイツの文化担当大臣が述べていますが、そもそも日本は芸術文化関係予算が少ないうえ、コロナ禍でも音楽・演劇・映画などのフリーランスへの支援はほとんどありません。

⑦ 芸術文化などに携わるフリーランスに対する支援について、持続化給付金の再度の支給を国に求めるとともに、県としても新たな給付金を支給すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

県内でも青年や有志団体などが学生向けのフードバンクに取り組みいわき、福島、郡山などで実施されていますが、県としての支援はまだありません。昨年末に、郡山市内の日大付近で実施され、約 130 人の学生が米や食料品などを受け取っていきました。アンケートには、コロナ禍で親の収入が減っているという学生や、中には卒業後に奨学金を含めて 800 万円を返済していかなばならないという学生もいます。

⑧ 経済的に困窮している学生に対する給付金の再度の支給を国に求めるとともに、県と

しても支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

⑨ また、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すべきですが、県教育委員会の考えを尋ねます。

新型コロナ感染の収束がみえず、ますます生活が困窮する中で最後の砦となるのが生活保護です。保護費は10年連続下げられたうえ、活用するにはさまざまなハードルがあります。昨年末、厚生労働省は「生活保護は国民の権利です」との通知をようやく出しましたが、制度を知らない、または、親族等への扶養照会があるため、生活保護を申請したいと思っても申請をためらうなど大きなハードルになっています。国会で、厚労大臣は「親族への扶養照会は義務ではない」と答弁しました。

⑩ 生活保護制度を県民に広く周知し、活用を促すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

⑪ 生活保護申請者が希望しない場合、親族への扶養照会をすべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

障がい者就労施設も、新型コロナ禍の影響をもろに受け仕事の受注が大きく減少し続けています。そもそも2018年に国が障がい者自立支援法を改定し、職員の処遇改善と利用者への支払い賃金に応じた成果主義が報酬体系に導入されたことが問題ですが、せめて、行政が調達を増やすべきです。

⑫ 障がい者就労施設からの物品等の調達について、公的機関における調達を増やすよう、各部局及び関係団体に通知すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

ところで、菅政権は、コロナ禍に乗じて行政デジタル化とその前提としてマイナンバーカードの普及を一気にすすめようとしています。先端技術を国民生活向上のために活かすこと自体は否定するものではありませんが、菅政権は、マイナンバーカードを健康保険証や銀行口座に紐づけし、さらに新型コロナワクチン接種の活用をねらい国民に強制取得させようとしています。しかし、国民の所得や資産、医療、教育など膨大なデータを政府に集積させることは、国家による国民監視につながる危険があります。さらに、この膨大な個人データを民間事業者と連動させれば、これまで以上に個人情報の流出やプライバシー侵害の危機にさらされます。

行政のデジタル化方針を見直し、マイナンバーカードの取得を強制しないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

### 三、東日本大震災・原発事故後10年の対応について

福島第一原発の原子炉建屋などから汚染水が海にダダ漏れしていたのが発覚したのは、2013年でした。その年に安倍前首相がわざわざ第一原発を視察し、「汚染水はコントロール

されている」などと発表し東京オリンピックを誘致したのです。菅首相も、「復興に打ち勝った証として」オリンピック開催にこだわっていますが、10年経つとも原発の汚染水処理問題や廃炉作業の遅れ、県内外に多くの避難者がいる福島の実状をみれば、「復興に打ち勝った」などと言えないことは明白です。

日本でも18日から、新型コロナのワクチンの先行接種が、医療従事者から始まりましたが、ワクチンは万能薬ではありません。世界でも国内でもコロナ感染は収束の見通しは未だ立たず、ワクチンを頼りに五輪開催を展望できる現状にあるとはいえません。世論調査でもオリンピック開催の中止・再延期を求める声が8割を超えています。アスリートにとっても、各国の感染状況の違いによる練習環境などの格差や、ワクチン接種での先進国と途上国の格差があり、アスリート・ファーストの立場からも開催できる条件はありません。また、医療体制がひっ迫している状況からみても、多数の医療従事者をオリンピックに振り向けること自体容易ではなく、これらの現状からわが党は開催をゼロから見直し中止すべきと考えます。

一方、原発事故から10年目にあたり、原子力規制委員会が事故の調査を行いました。第一原発建屋の地下の土のうが劣化し破損していること、2号機、3号機の格納容器の上蓋が高い放射能に覆われているなど、今後の廃炉作業が工程どおりに進むとは思えません。さらに、民間事故調査委員会も同様に検証し、「安全神話」の再来だと指摘しています。

### **1、原発事故に対する知事の認識について**

昨年9月の生業訴訟の仙台高裁判決と今月千葉訴訟の東京高裁判決が下したように、国・東京電力は、2002年7月末、国の地震調査研究推進本部が、マグニチュード8クラスの大地震と15.7mの高さの津波襲来の「長期評価」を出していたにもかかわらず、国も東京電力も身内の学者が多い土木学会の調査の知見だけを取り入れ、津波などの浸水対策をとってこなかったことが、全電源喪失という重大な苛酷事故を引き起こしたのです。

原発事故から10年の節目に当たり、改めて福島原発事故は、国及び東京電力による人災だと思いますが、知事の考えをお尋ねします。

### **2、エネルギー基本計画の見直しについて**

菅政権は、昨年の所信表明演説で「2050年までにCO2排出ゼロを宣言」したものの、福島原発事故への反省もなく、原発と石炭火力を中心としています。

エネルギー基本計画の見直しに当たっては、原子力と石炭火力に依存しない計画とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

### **3、避難者支援の継続について**

原発事故から今年3月で丸10年、大熊町、双葉町と帰還困難区域を除いて避難指示区域は全て解除されていますが、事故直後のピーク時は避難者が約16万人、県内ははじめすべて

の都道府県に避難する事態となりました。この10年間、何度も転居を余儀なくされ、震災関連死は、被災3県で最も多い2,316人。また、放射能被害で将来に展望が持てないと自殺したキャベツ農家や酪農家、高齢者など痛ましい悲劇が次々と発生し、本県の震災関連自殺者は118人と岩手・宮城の2倍です。東日本大震災と原発事故がもたらした被害は、いかに県民にとって甚大で過酷なものかを物語っています。今回の新型コロナの影響も加わり、精神的にも経済的にも限界にあると思います。

① 避難者の生活実態を把握し、支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島県の避難者数は、約3万6千人と発表していますが、実際には、その2倍の約6万人が故郷に戻れないでいるといわれています。しかし、国・県と、市町村が避難者とみている数には乖離があります。国・県は、県内の避難者について、復興公営住宅に入居したり、民間アパートや住宅を新築したり住宅が確保できていれば、避難者のカウントから外してきましたが、原発事故から10年の節目でより避難者の実態に近づけるべきです。

② 東日本大震災と原発事故による避難者について、少なくとも避難元の市町村に住民票を残している方は避難者として数えるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、国家公務員宿舎“東雲住宅”等に入居している避難者に対し、県は、裁判に提訴したり、2倍の家賃を請求したり、今度は本人の同意を得ずに親族まで訪問して退去を迫るなど、避難元の県の冷酷なやり方をあらためるべきです。子ども・被災者支援法に基づき、避難者に寄り添った対応こそ必要です。

③ 国家公務員宿舎に入居している避難者に明け渡し等を求めるべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

#### 4、除染について

帰還困難区域については、復興拠点区域以外も除染することや、また早期に解除方針を示してほしいとの要望が上がっています。

① 帰還困難区域の避難指示解除は、除染を基本とし、国に解除方針を示すよう求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

市町村で除染した土壌が、10年経つ今も仮置き場や現場保管されています。26市町村で仮置き場に500ヶ所、住宅の庭先や学校、公園等への現場保管は、15,093ヶ所もあります。

② 住宅等に現場保管されている除去土壌等について、今後の搬出の見通しをお尋ねします。

#### 5、原子力損害賠償について

原発事故から10年、避難者が原告となり国・東京電力を訴えた多くの裁判で、被害者に

対する賠償については、いずれも東京電力に対し、国の中間指針を上回る判決が下されています。そもそも国の原子力損害賠償の「中間指針」そのものが、実際の被害よりも小さく見積もり、東京電力はこの指針が最大だとして、賠償請求にもADRの和解案にも応じない不遜な態度をとり続けています。

① 原子力損害賠償の中間指針を見直すよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

あわせて、原発事故から10年の節目を契機に、県は4年間開催してこなかった、

② 原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、国及び東京電力が最後まで責任をもって賠償を行うよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

## 6、復興の在り方について

未曾有の大震災・原発事故から丸10年を迎える福島の復興の現状は、海岸、港湾、被災地と中通りを結ぶ道路整備、災害公営住宅などの公共土木施設、工場立地や大型商業施設などのハード事業は、国の多額の復興予算を投入してほぼ今年度末で完了する見込みです。その一方で、生業の再建は進まず、特に水産業は海面漁業が50%台、水揚げ量は14%から17.5%に少し増えたにすぎず、県内の観光も教育旅行宿泊数は70%台しか回復していません。双葉地域の医療・福祉施設についても、高齢者・介護など社会福祉施設は80%台、保育所など児童福祉施設は60%台、医療機関は、二次救急医療の医大付属双葉医療センターが開所したものの再開は30%台で休止施設が多いのが現状です。

県民のくらしと生業の再生という、復興の第一義的な目標からすれば、大震災・原発事故前の姿には回復しておらず、さまざまな課題と問題点を抱えているのが、原発被災県の福島の現状です。2年前の台風災害、コロナ感染症の拡大、地震被害まで加わり、県民の暮らしや生業の再建、被災者の心にも大きな影響が及んでいます。

被災した人たちが人としての尊厳を取り戻し、憲法で保障された幸福追求の意欲を取り戻し、再生的復興を保障するシステムを構築する「人間の復興」に重点を移し、誰一人取り残さない県政をつくることです。

① 県民の命と暮らし、生業の再建など、人間の復興に重点を置いた第2期復興計画をつくるべきと思いますが、知事の考えをうかがいます。

2011年8月、県が策定した「復興ビジョン」は、「原子力に依存しない安全・安心で持続発展可能な社会づくり」の基本理念の下、「再生可能エネルギー先駆けの地」、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」の3つのスローガンを掲げたことは、「オール福島」の県民の願いとして歓迎され、期待もよせられました。

ところが、二度の復興計画の見直しを経て、県は浜通りの復興のエンジンとして「イノベーション・コースト構想」が復興の中心に位置づけられ、2017年5月には国家プロジェクトに位置付けられました。

イノベ構想は、従来の大企業呼び込み型であると同時に、廃炉事業や研究者・技術者などの新たな定住者を前提とした避難者置き去りの構想です。また、地元業者へ事業参加を呼びかけていますが、資金力や技術力、人的資源不足から地元中小企業は、イノベ関連企業の下請けでの参加にならざるを得ないというのが実態です。

イノベ関連には、この4年間で約700～900億円、新年度の当初予算にも377億円を計上し、この5年間で計3,578億円もの国の復興予算が投入されています。これまでの県の大型事業では最大規模であり、『惨事便乗型』の典型です。すでに復興関連の拠点施設として整備されている三春町の環境創造センター（約120億円）、郡山市の医療機器開発支援センター（約112億円）、県立医大のTRセンター（37億円）、これらの施設整備費は計約370億円、毎年の運営費も計38億円です。さらに、イノベ関連施設のロボット・テストフィールドに156億円、伝承館に53億円をかけ整備されましたが、これらを含め以上あげた施設の運営費は、年間計46億8千万円となりますが、国の復興予算です。

② 福島イノベーション・コースト構想関連施設の運営費については、将来県民の負担とならないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、医大に設置されたTRセンターは、運営費が年間約23億円と他の施設より多額です。浜通りに新たな施設を設置するとの報道もありますが、これ以上新たな施設整備はやめるべきです。

③ 医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターについて、新たな施設整備は行わず現在の施設の活用を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

来年度以降の第2期復興期間の5年間も、国際教育研究拠点を整備し、イノベ構想の司令塔に位置付けるとしていますが、これ以上新たな研究施設の整備は中止すべきです。

LNG・液化天然ガスの受け入れ基地が建設されましたが、CO<sub>2</sub>削減は50%程度、さらに、石炭ガス化複合発電IGCCはわずか15%しか削減できません。そのIGCC石炭火力を広野町といわき市勿来に建設します。

④ 世界における気候変動対策の流れに逆行する石炭ガス化複合発電所（IGCC）の建設中止を求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

#### 四、新総合計画の策定について

県は、今年秋に向けて今後10年間の「新長期総合計画」の策定を進めています。策定にあたっては、わが県が受けた未曾有の大震災・原発事故からの10年をふまえ、本県ならではの対策が求められます。また、地球的規模で問われている「異常気象による災害・気候変動対策」、「ジェンダー平等・人権」、「SDGs・持続可能な社会」、そして、「新型コロナ感染」を経て政治や社会のあり方を根本から問う大きな県民の意識の変化もふまえて、これらの観点を十分に反映させたものとすべきです。以下、具体的な項目について質問致します。

す。

## 1、福祉型県政への転換について

新型コロナウイルス感染症対策で感染拡大防止、治療などの対策の最前線に立ってきたのが保健所であり県衛生研究所、そして医療機関です。しかし、その体制は極めて脆弱だったことが浮き彫りになりました。自民党・公明党政権による「行革」推進政策、地方切り捨て、財界主導で医療や福祉など社会保障費を大幅に削減し続けてきたことによる「政治災害」です。その結果、今回のような新型コロナ感染症や異常気象による災害等が発生すると、職員は過労死寸前の対応を迫られながら、県民のいのちを守れない状況に追い込まれてしまうのです。

そもそも保健所は、他の行政機関の中でも独立性が高く、感染症、母子・乳幼児、老人保健や精神保健、旅館・公衆浴場など生活衛生業の許可、廃棄物処理業や施設の許可、獣医衛生、薬事・毒劇物対策の立ち入り検査の監視、許可、登録など、「公衆衛生」としての専門業務を実施しています。新型コロナ感染症の世界的な広がりをみれば1年程度で収束できるものではありません。県は、かつての半分に削減してきた保健所体制を抜本的に強化すべきです。

① 保健所職員について、当面の新型感染症対策に必要な増員を行うとともに、公衆衛生分野での不測の事態に対応できるよう、今後大幅に増員すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

あわせて、PCR検査についても、県の衛生研究所だけでは圧倒的に間に合わず、民間の検査機関への依頼を繰り返している現状です。職員の大幅増員と自動検査機器の導入、老朽化している建物の改修など、

② 県衛生研究所の体制と機能を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

菅政権になっても、新型コロナ禍でも国の社会保障全般の改悪が進められています。

新型コロナ感染拡大を受け、感染者を真っ先に受け入れてきたのが公立・公的医療機関ですが、県内8つの病院が国の再編・統合の対象になっています。

③ 公立・公的病院の再編・統合や病床削減について、撤回するよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

また、国は「全世代型社会保障」を打ち出し、75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割へ2倍も引き上げるとしています。単身世帯は年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の場合には年収計320万円以上が対象になり、1人当たり平均3万4千円の負担増となります。2022年度後半の実施をめざすと今国会に法案が提出されましたが、新型コロナ危機の下で、弱者に鞭打つあまりにも冷酷なやり方です。

④ 75歳以上の医療費について、2割の窓口負担をやめるよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

## 2、子育て、教育の充実について

県は、2011年の東日本大震災・原発事故直後の復興ビジョンの1つに「全国一子育てしやすい県」を掲げました。将来にわたり子どもの健康を守り、安心して生み子育てができる環境をつくることは、県民共通の願いです。県は、2011年の原発事故後、県民健康調査と18歳以下の甲状腺検査を実施し、2012年10月からは「18歳以下の医療費無料化」を実施しています。これは、事故前から県民の強い要望が出され、わが党も繰り返し求めてきたもので、全国に誇れる子育て支援策の1つとなっています。

今後も継続するとともに、小中学校の学校納付金の中で最も保護者負担が大きい学校給食費の無償化を今後の県の子育て支援策の1つに加えて実施に踏み出す時です。

県は、「地方創生と人口減少対策」を掲げていますが、原発事故から10年という節目にあたり、県内の子育て世代の支援策として、また他県からの若い世代を本県に移住促進策としても学校給食費の無償化は有効です。

① 人口減少対策として日本一子育てしやすい県づくりを目指すため、市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

国は本来、地方自治体の施策を財政面から支える役割があります。ところが、安倍自公政権がすすめてきたのは、「地方創生」の名で、行政サービスと公共施設等の「集約化」を行い、広域連携と道州制にもつなげようとしています。本県も国の行革方針を受け、公共施設の集約化をすすめ、その大改革の対象にしたのが県立高校の再編・統廃合です。県は、県立高校改革と称して生徒減少を理由に、2023年度までに現在25校を13校へと再編・統廃合する計画を強引におしすすめています。しかし、市町村からは「県立高校をなくせば、過疎化や人口減少に拍車をかける」、「若者が流出し地域産業にとっても影響が大きい」と、新地町や県南、会津、南会津など県内各地から首長も含めた地域ぐるみで、県立高校の存続を求める要請が県に何度も提出されています。これまでも、人口流出などを理由に病院、農協、郵便局、ガソリンスタンドがなくなり、これに公的施設や学校などの教育施設までなくなれば地域は一層疲弊することは明らかです。

② 公的施設や教育施設の廃止は、地域の疲弊に拍車をかけると思いますが、地方創生・人口減少対策について、知事の考えをうかがいます。

一方、文科省は、コロナ禍で小中学校の少人数学級を求める世論に押され、現在の40人の小学校の学級編成を今後5年間かけて35人にすると予算も計上しました。実に40年ぶりの改編です。欧米諸国はすでに20人程度学級となっており、先進諸国並みに真の学力を

身に着けさせるためにも競争をあおる学力テストをやめ、少人数学級こそ踏み出すべきです。

本県は、すでに全国に先駆け 30 人、30 人程度学級を小学校、中学校まで実施しています。しかし、残念ながら教員の配置は正規教員ではなく常勤講師で対応してきました。

③ 35 人学級編制とする国の方針を受け、公立小中学校の正規教員を増やすべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

あわせて、県立高校段階においても全国に先駆け取り組むべきです。

④ 県立高等学校においても 30 人学級編制を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

### 3、農林水産業、商工業、観光の振興について

安倍政権の 6 年間で、国内においては、農地・農協・種子法など戦後の家族農業を支えてきた諸制度を次々と解体し、沿岸漁場や森林を利益本位の企業に差し出す“抜本改正”が強行されました。関税ゼロを原則とする TPP や日米貿易協定、日欧 EPA、日英 EPA など、多国籍企業に経済も食料も売り渡してきました。外需頼みの政策から国内需要を伸ばし、持続可能な経済の仕組みに転換する時です。一部の「競争力ある経営」だけが生き残るのではなく、安心して農業に励み、農山村で暮らし続けられる条件を広げ、農業の多面的機能を生かし、農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせることです。

本県は、この 10 年間、福島原発事故による放射能の被害を受け、農産物の価格は低迷したままです。中でも米価の低迷は深刻です。

① 備蓄米の買入数量を拡大するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

② また、県は、学校給食などにおける県産米の消費拡大にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

国連は、2019 年～28 年を「家族農業の 10 年」に設定し日本政府も採択しています。今世界中で、気候変動による災害の頻発と新型コロナウイルス感染症拡大を受けており、食料自給率の引き上げと家族農業が見直しされています。福島県が、生産県として第一次産業を基幹産業と位置づけ、農林水産業の従事者を支援することです。親元就農も含めて、

③ 全ての新規就農者を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

林業の再生についてです。本県は、放射能の影響できのこや山菜の出荷制限が今も続いています。しかし、山林の手入れをしなければ、山は荒れ大きな災害を引き起こす要因にもなります。出荷制限を解除された山林から里山除染と組み合わせながら、森林の再生に本格的に進める必要があります。

今、長期間の森林づくりを視野に、持続的な経営管理をめざす自拔型が注目されています。この取り組みは、大規模林業と違い多くの林業従事者を生み出しています。

④ 策定中の農林水産業振興計画において、持続可能な森林づくりをどのように進めるのか、県の考えをうかがいます。

⑤ 新規就業者を含めた林業従事者の計画的な育成と定着化及び就労環境の改善に取り組むべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

水産業についてです。原発事故による放射能被害を最も受け続けてきたのが福島県の水産業です。海面漁業は出荷制限が全面解除され、ようやくこの春から本格操業または拡大漁業に入るとしている矢先、おととい相馬双葉漁協で水揚げされたクロソイから 500 ベクレルの放射性セシウムが検出されました。

一方、内水面漁業は未だ出荷制限が続いています。こうした中で第一原発の汚染水を海洋放出すれば、この 10 年間の努力は水の泡となると厳しい声が上がっているのは当然です。東日本大震災・原発事故の大きな被害を受けた漁業者の立場に立ち、国・東京電力に引き続き加害責任を求めながら、本県の水産業の再生に本格的に取り組むべきです。

⑥ 本県の海面及び内水面漁業の再生を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナの影響を最も受けているのが、飲食業や観光業です。また、伊達市や只見町でコロナ禍を理由にした人員削減や工場閉鎖が伝えられています。ところが、菅政権はコロナ禍を契機に中小企業の再編・淘汰を進める方針です。つぶれるところはつぶれても結構というわけですが、コロナ禍に乗じてこんなことは許せません。本県は全事業所の 99% が中小企業なのです。すでに国や県が用意した制度資金や融資を受け、今度は地震被害も加わり、再建への道はますます遠のくばかりです。

⑦ 県は、県内中小企業の事業継続支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

#### 4、ジェンダー平等、人権尊重の県政について

最後に、ジェンダー平等と人権尊重の県政についてですが、日本のジェンダーギャップ度は、世界 153 カ国中 121 位と世界最下位クラスです。それを再認識させられたのが、今年 3 日の東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森喜朗元会長の女性蔑視発言でした。この暴言は、国内だけでなく海外メディアからも次々と批判の声があがり、スポンサー企業からも批判の声を受け、ついに辞任に追い込まれました。そもそも「男女平等原則の完全実施」を掲げる『オリンピック憲章』に反するものです。

ジェンダーとは、社会的・政治的につくられてきた性差別です。ジェンダー平等社会は、あらゆる分野で真の男女平等を求め、男性も、女性も、多様な性を持つ人々も、差別なく、平等に、尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できる社会です。日本共産党は、昨年 1 月の

党大会で綱領の一部改定を行い「ジェンダー平等社会をめざす」ことを明記しました。

昨年、国連で初めて「ジェンダー」の視点を盛り込んだ決議が採択されてからちょうど 20 年です。国は、昨年 12 月末に第 5 次男女共同参画基本計画を決定しましたが、素案に対する意見で特に多く寄せられたのは「雇用」と「女性への暴力の根絶」でした。

本県は、2002 年に「福島県男女共同参画条例」を制定し、それに基づく「参画プラン」を策定しています。コロナ禍であらためて明らかになったのは、最も社会で必要とされている医療・介護、保育などのケア労働や、食料品や飲食店などの職場は、多くの女性労働者が支えていることです。ところが、男女の賃金格差は是正されず、非正規雇用も多く、このコロナ禍で真っ先に解雇の対象とされ、また、解雇されないまでも働く日数や賃金が減らされ 1 ヶ月数万円で生活せざるを得なくなるなど、将来への不安などから昨年秋以降コロナ禍で女性自殺者が急増しています。

① ふくしま男女共同参画プランの改定に当たり、コロナ禍の影響による新たな課題を踏まえて策定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、政策立案の段階からさまざまな意志決定の場に女性を参画させ、意見を反映させていくことが重要です。県庁内でも女性職員の意見を本県の気候変動対策や災害対応等の政策づくりにも生かすべきです。

② ふくしま男女共同参画プランの改定に当たり、意思決定の場への女性参画について、更なる拡大が図られるよう見直すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

DV 被害女性など、保護・支援を必要とする女性たちに寄り添い電話相談や支援活動を続けている女性団体が、原発事故から 10 年を節目に内閣府の事業が今年度末で打ち切れようとしています。しかし、今回のコロナ禍で、支援を求める電話相談は増加しており、DV 被害を受けた女性の相談も増えています。

③ 東日本大震災による被災女性への相談・支援事業を継続していくべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

一方、DV 被害を受けた人を一時保護する公的シェルターが不足しており、また市町村の窓口で女性の人権に配慮しない相談ケースもあるなど、県の支援が必要です。

④ 一時保護所の増設や相談体制の強化など DV 被害女性を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、この女性団体は、デート DV の相談も受けていますが、望まない妊娠や性暴力から子どもの命と人権を守るためには、小学生の段階から学校の授業で性教育を取り入れることです。県の男女共同参画条例には「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、つまり、差別と強制と暴力を受けることなく、女性が性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質

な健康環境をつくること、その権利の享受が明記されています。

⑤ 性と生殖に関する健康・権利の概念を一層浸透させるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

本県は児童虐待件数も増えています。県中児童相談所が整備されますが、児童虐待とDVは同時に発生していることも多く、早期発見し、虐待や暴力から子どもや女性の命と人権を守ることが何よりも優先されるようにすべきです。

県警察は、新年度に児童虐待やDV被害に対応する新たな課を設置するとしていましたが、

⑥ 少年女性安全対策課の設置について県警察の考えをうかがいます。

以上うかがいまして、私の代表質問を終わります。

## 【答弁】

### 内堀雅雄知事

神山議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査についてであります。

感染拡大防止のためには、医師の判断の下適切な検査により感染者を早期に発見し、入院や宿泊施設での療養に速やかに移行していただくことで、適切な治療や療養環境を提供するとともに、新たな感染の防止につなげることが何よりも重要であります。このため、受診・相談センターを設置し、24時間体制で相談を受けるとともに、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関で診察や検査を受けられるよう、診療・検査医療機関を増やしてまいりました。また、感染者が確認された場合には、無症状者を含め、対象を幅広く捉え、速やかに検査を実施しているところであります。

1月の南会津保健所管内でのクラスターへの対応においては、高齢化が進んでいる地域の特性から、発生施設や関係者にとどまらず、地域に所在する他の施設職員等に対しても広く検査を実施いたしました。今後とも、県民の皆さんの不安をしっかりと受け止め、感染状況に応じて、必要な検査を迅速・確実に実施することで、感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

次に、福島第一原発の事故についてであります。国会や政府事故調査委員会の最終報告書においては、東京電力の対応について、津波のリスクを認識していたにもかかわらず対策を怠っていたほか、大津波への緊迫感と想像力に欠けていた旨の指摘がなされていたこと、また、東京電力が公表した原子力改革特別タスクフォースによる報告においても、今回のような巨大な津波への防護がぜい弱であったとの指摘がなされております。

これらを踏まえると、少なくとも、津波に対する備えが不十分であったことにより、原子炉を冷却する機能が失われたことは、人災と受け止めるべきものと認識しております。

原子力安全規制を一元的に担ってきた国及び事故の原因者である東京電力においては、原子力発電所の事故が、今もなお、本県に深刻かつ甚大な被害を及ぼしていることを改めて認識し、廃炉や福島復興再生に最後まで責任を持って対応するよう求めてまいります。

次に、第二期復興計画についてであります。間もなく、震災から10年の節目となります。私はこれまで、被災された県民一人一人の生活基盤の再建を復興の基本とする復興ビジョンの理念の下、避難地域等の復興・再生を第一に掲げ、医療、福祉、教育の確保、生業の再生や新産業の創出等の挑戦を続けてまいりました。

第二期復興計画におきましては、新たな総合計画の実行計画として位置付け、復興ビジョンの基本理念も継承して、いまだ途上である複合災害からの復興を加速させてまいります。

その上で、県内原発の全基廃炉が、国及び東京電力の責任の下、安全かつ着実に進められることが復興の前提であることを明記しつつ、持続可能で多様性と包摂性ある社会づくりの実現を基本方針とするSDGsの理念や目標を踏まえながら、引き続き、避難地域等の復興に重点を置き、各種施策を展開してまいります。

さらに、復興の進展に応じて生じる課題にも適切に対応しつつ、本県が有する可能性や強みをいかした新たな魅力の創造を目指し、挑戦を進化させながら、復興を進めてまいります。

次に、地方創生・人口減少対策につきましては、地域の実情を踏まえ、若者の流出を一層抑制し、人口減少に歯止めをかけながら、地域の活力を取り戻し、持続可能な福島を創り上げていくことが極めて重要であります。このため、復興と地方創生を両輪に、結婚・出産・子育て支援の充実を進めながら、魅力ある雇用の場づくりによる若者の定着・還流の促進、省力化や品質向上を目指すスマート農業の推進、地域資源をいかした創業支援、福島イノベーション・コースト構想における研究・情報発信拠点や大学等と連携した新産業の創出・集積や人材育成など、しごとを創り、ひとの流れを生み出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるよう、ふくしま創生総合戦略の下で全庁一丸となり、福島ならではの地方創生の取組を引き続き進めてまいります。

そのような中、今般の新型コロナウイルス感染症は、交流や経済の停滞という大きな影を落としておりますが、一方で、大都市部における人口集中の弊害や地方分散の必要性を改めて浮き彫りにし、人々の行動に変容をもたらしております。こうした変化を的確に捉え、遊休施設を活用したテレワーク環境の充実、首都圏の専門人材や副業人材を活用した新たな人の流れの創出など、これまでの地方創生の取組を更に進化させてまいります。

## 一、福島県沖の地震について

### 危機管理部長

2月13日の地震による被害につきましては、発災後、直ちに災害対策本部を設置し、関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、被災した市町村へ県リエゾン職員を派遣し、被害状況の把握に努めたところであります。また、各地で断水が発生したことを踏まえ、市町村からの給水支援の依頼に基づき、自衛隊の災害派遣を要請したほか、住家の被害認定調査等を円滑に進めるため、業務説明会を開催し、県応援職員を派遣するなど、被災市町村を支援しております。引き続き、市町村と連携し、速やかな被災者の生活再建の支援に取り組んでまいります。

次に、福島県沖の地震に係る原子力発電所への対応につきましては、県の災害対策本部において、東京電力からの通報連絡により発電所の状況を逐次把握するとともに、現地駐在職員を福島第一原発に派遣し、現地の被害状況を確認してまいりました。また、県地域防災計画に基づき国と連携し、関係市町村や指定地方公共機関に対し、発電所の地震による影響等について速やかに連絡を行ったところであります。引き続き、状況変化に応じて東京電力から速やかに報告を求めるとともに、現地駐在職員の活用等により、発電所の安全確保の状況を確認してまいります。

## 二、新型コロナウイルス感染症対策の強化について

### 保健福祉部長

高齢者施設と医療機関でのPCR検査につきましては、国からの要請に沿って、感染者が確認された場合には、保健所において迅速に調査を行い、無症状者を含め、対象を幅広く捉え検査を実施しているところであり、また、クラスターが複数発生するなど感染拡大が見られる地域においては、重症化リスクが高い方が多数いる施設について職員等に対する一斉検査を実施しているところであり、今後とも、地域の感染状況を踏まえて、必要な検査を実施してまいります。

高齢者施設でのクラスターの発生と死亡者が多い現状の分析と対策につきましては、県外との往来や飲食等をきっかけとした感染の連鎖が施設職員や入所者につながり、感染防止対策を講じても不十分な点があったことから、クラスターに拡大したものと考えております。

また、本県での死亡者は、70歳以上の方が九割以上を占め、多くが他の疾患を抱えた方の院内・施設内感染による事例となっております。

このため、医療機関等に対して、より一層の感染防止対策を働き掛け、特に高齢者施設には、チェックリストでの再点検を促し、訪問により状況確認や具体的な助言・指導を行うなど対策の徹底を図ってまいります。

次に、PCR検査の費用につきましては、その2分の1を感染症予防事業費等負担金として国が負担し、残りの2分の1についても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において地方負担分相当額が国から交付される仕組みとなっております。

次に、感染症法の行政罰につきましては、まずは、対象者に対し、入院により、医療を提供し、更なる感染拡大を防ぐことや、積極的疫学調査により、感染源の推定や濃厚接触者を把握し、必要な検査や医療につなげることの重要性について、丁寧に説明し、理解と協力を得てまいりたいと考えております。

次に、医療機関への支援につきましては、全国知事会を通して経済的な支援を国に求めてまいりました。こうした中、国の第三次補正予算において、新たな支援金の交付事業が創設されたところであり、県としても、積極的な活用を呼び掛けてまいります。引き続き、医療機関を支えるための必要な支援を国に要望してまいります。

次に、病床の確保につきましては、感染者の病状変化に適切に対応するため、医療提供体制の負荷を考慮しながら、入院と宿泊療養施設を適切に組み合わせて活用することが重要と考えております。また、入院治療のための病床は、病床確保計画に基づき、感染状況に応じ、計画的に確保しており、引き続き、感染者に必要な医療を提供できるよう病床の確保に努めてまいります。

次に、生活保護制度につきましては、これまでも県や各市のホームページや広報誌等により、広く周知するとともに、支援を行う民生委員に対して、研修等を行ってきたところです。今後とも、必要な方に確実に保護が実施されるよう、制度の周知に努めてまいります。

次に、生活保護における親族への扶養照会につきましては、申請者本人からの聞き取り調査などにより、扶養義務履行が期待できないと判断された場合は、照会不要となっております。また、現在、国において、扶養照会のより弾力的な運用の検討がなされているところであり、その動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、障がい者就労施設からの物品等の調達につきましては、今年度は新たに、具体的な調達事例を取りまとめ、共同受注窓口を含めて紹介するリーフレットを作成し、各部署に周知するとともに、県のホームページにも掲載したところです。今後は、関係団体にも、施設から調達できる物品や役務について情報提供してまいります。

## **商工労働部長**

持続化給付金及び家賃支援給付金につきましては、全国知事会を通して、再度の支給や要件緩和について国に要望しているところであります。

次に、雇用調整助成金の特例措置の延長につきましては、全国知事会を通して国に求めた結果、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長すると、既に国が発表しており、事実上、4月末までの延長が決定しております。

次に、売上げの減少した中小事業者に対する県の一時金につきましては、国の一時金と

同様に、本年1月又は2月の売上げが50%以上減少していることを要件とし、法人と個人事業者との間には差を設けず、一律20万円を交付することとしております。

次に、事業者への直接減収補填につきましては、補填等の制度化を全国知事会を通して要請した結果、飲食店等に対する現行の協力金制度が創設されたところであります。

次に、消費税率及び適格請求書等保存方式につきましては、国において地域経済や中小企業者への影響等を十分配慮の上判断されたものと考えております。

次に、フリーランスに対する支援につきましては、全国知事会を通して、持続化給付金の再度の支給等について、国に要望しているところであります。

### **総務部長**

消費税に係る特例猶予の再度の実施及び減免制度の創設につきましては、消費税の制度管理を一元的に行っている国において、地域経済の状況などを踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

次に、経済的に困窮している学生への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、これまで行われてきた支援策に加えて、昨年末から国の学生支援緊急給付金の追加支給や無利子貸与型奨学金の再募集等が実施されております。また、県立大学においては、独自の給付金の追加支給や大学で使用できるプリペイドカード購入助成対象の拡充を行っております。県といたしましても、今後の状況に応じ、全国知事会を通じ国へ要望するなど学生の支援に取り組んでまいります。

### **企画調整部長**

マイナンバーカードの取得につきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に「普及の加速化等を強力に推進する」とありますが、法律では本人の申請により交付するとしており、強制ではありません。県といたしましては、行政のデジタル化を進めていく中で、本人確認の基盤として重要性が増しているマイナンバーカードの普及促進に、引き続き努めてまいります。

### **教育長**

大学生等を対象とした給付型奨学金につきましては、国の制度において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生等についても支援対象とされているところであり、この制度の周知を図りながら支援に努めてまいります。

## **三、東日本大震災・原発事故後10年の対応について**

### **企画調整部長**

エネルギー基本計画につきましては、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギーの供給源の多様化や自給率向上、温暖化防止や地域環境の保全が図られるエネルギー需給を実

現するため、国が策定したものであり、その見直しについても、国の責任において検討されるものと認識しております。

次に、福島イノベーション・コースト構想の関連施設につきましては、これまで国家プロジェクトである本構想を実現するため、その整備費や運営費の財源負担について国と十分に協議しながら進めてまいりました。本構想の実現に向けて取り組む中で、関連施設の運営状況を踏まえながら、新たに必要が生じた場合には、政府要望や福島復興再生協議会等、あらゆる機会を捉えて国に財源を求めてまいります。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた世界最新鋭の技術であり、現時点においては、火力発電が社会経済システムを支える安定電源としての役割を果たしていることから、引き続き、環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

### **商工労働部長**

医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターにつきましては、県立医科大学が医薬品等の開発を支援する拠点として整備した施設であり、本施設における基盤技術の研究等を通して医薬品関連産業の創出に努めているところであります。

### **避難地域復興局長**

避難者の生活実態につきましては、これまでも住民意向調査や生活再建支援拠点における相談対応、復興支援員による戸別訪問などを通し、個別化・複雑化している避難者の事情に応じながら、課題の丁寧な把握と解決に努めているところであり、今後とも、関係機関と緊密に連携し、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、国家公務員宿舎に入居している避難者につきましては、災害救助法に基づく応急救助の考えの下、あくまで一時的な住宅として入居されているものであることから、早期に安定した住まいを確保し、生活再建を図ることができるよう引き続き、関係自治体等と連携しながら避難者一人一人の課題に応じた支援を行ってまいります。

次に、帰還困難区域の避難指示解除につきましては、放射線量の低下、除染や生活環境の整備、地元との十分な協議の3つの要件に基づき実施されるものと考えております。今後とも、国に対して、各自治体の意見を尊重しながら丁寧に協議を重ね、除染を含めた具体的方針を早急に示し、帰還困難区域全ての避難指示解除について、責任を持って対応するよう求めてまいります。

### **危機管理部長**

東日本大震災と原発事故による避難者数につきましては、県内避難者について、災害救助法の考え方を踏まえ、応急仮設や借上住宅へ入居されている方や、親戚知人宅等へ避難

中の方を集計するとともに、県外避難者については、全国避難者情報システム等を基に復興庁が避難者数を取りまとめております。一方、市町村においては、住民との関係維持の観点なども踏まえ、避難先で自宅等を再建した方等も含め、幅広く集計しているとお聞きしており、避難者の状況をそれぞれの観点で捉えた数字であると考えております。

#### **生活環境部長**

住宅等に現場保管されている除去土壌等につきましては、昨年末時点で、保管箇所の9割以上で搬出が完了しております。新年度においては、現場保管中のものについても、土地所有者等との調整を図りながら、おおむね仮置場への搬出が進むよう、引き続き、国、市町村と連携して取り組んでまいります。

#### **原子力損害対策担当理事**

原子力損害賠償の中間指針につきましては、昨年12月に実施した原子力損害対策協議会の要望活動において、原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査や判決の内容の精査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めたところであります。引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、今年度も要望・要求活動を実施し、東京電力に対し、損害がある限り賠償を継続することを改めて確認するとともに、国に対しても最後まで責任を持って東京電力を指導するよう求めたところであります。今後とも、関係団体等と連携しながら、協議会の活動等、あらゆる機会を通して、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

### **四、新総合計画の策定について**

#### **保健福祉部長**

保健所職員の増員につきましては、保健・医療等に対するニーズに適切に対応できるよう、保健所の体制を見直しながら、必要な職員の確保に努めてまいりました。また、コロナ禍での急激な業務増においては、保健所内の業務の再配分や協力体制の構築を図るとともに、他所属からの応援派遣や会計年度任用職員の採用等も行っており対応してきたところであり、今後とも、様々な課題を見据えながら適切に対応してまいります。

次に、県衛生研究所の体制と機能の強化につきましては、所内の人員体制を見直し、検査担当職員を増やすとともに、検査手法の現地研修により人材の育成を図っております。また、施設の耐震化等を計画的に実施するとともに、検査機器の更新及び増設、新規導入により、効率的で安定的に検査を行うための機能強化を図ってまいりました。今後とも、各種検査を円滑に実施できるよう体制と機能の強化に取り組んでまいります。

次に、公立・公的病院の再編・統合や病床削減につきましては、新型コロナウイルス感

染症等を踏まえ、現在、国において今後の医療提供体制について議論を行っているところであり、県といたしましては、国の動きを注視しながら、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築するために、引き続き関係機関と丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、75歳以上の医療費における2割の窓口負担につきましては、医療保険制度改革関連法案が今国会に提出されていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

## 教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、公立小中学校における正規教員の増員につきましては、国によるいわゆる標準法の見直しにより、小学校において正規教員が占める割合は増えていくものと認識しております。引き続き、児童生徒数や退職予定者数の推移及び国の動向等を見極めながら、正規教員の採用に努めてまいります。

次に、県立高等学校における30人学級編制につきましては、いわゆる標準法において、一学級の生徒数が40人とされていることから、困難であると考えております。

## 農林水産部長

備蓄米の買入数量につきましては、市場から隔離されることにより米の需給環境の改善につながることから、拡大する必要があると考えております。このため、国に対し、備蓄米の買入数量の拡大について、県独自に、さらには全国知事会などを通じて要望を行ってきたところであり、今後も機会を捉え要望してまいります。

次に、学校給食などにおける県産米の消費拡大につきましては、これまで取り組んできた米を始めとする県産農林水産物を活用した給食に対する支援の成果もあり、平成30年度以降は学校給食での県産米の使用率が100%となっております。今後は、小中学校での学校給食に加え、保育所等にも支援を拡大し、県産米の更なる消費拡大につなげてまいります。

次に、新規就農者への支援につきましては、就農者が適切な経営計画を持ち、技術を習得することが重要であることから、将来を見据えた就農計画の策定支援を始め、資金計画のアドバイス、機械・施設取得の助成、普及指導員による技術指導等を行っております。今後も、技術の向上や定着を図るため、農業短期大学の研修機能や地域のサポート組織の相談機能を強化し、新規就農者が、本県農業を支える人材として意欲を持って営農できるよう支援してまいります。

次に、持続可能な森林づくりににつきましては、森林・林業の再生はもとより、地方創生やSDGsの観点からも重要であります。このため、策定中の農林水産業振興計画では、ふく

しま森林再生事業などの森林整備の推進、治山事業等による山地災害の防止、成長に伴い太くなった木材に対応した加工施設の整備等による木材利用の推進や、林業アカデミーふくしまを核とした林業人材の育成などを施策の柱と位置付け、きって、使って、植えて、育てる森林の循環利用を推進し、持続可能な森林づくりに取り組む考えであります。

次に、林業従事者の育成と定着化につきましては、引き続き、事業体における職場内実務研修への支援や高校生を対象とした現場見学会の実施などに取り組むほか、令和四年度に開講する林業アカデミーふくしまにおいて、専門的な技能や技術の習得に向けた研修を実施することとしております。また、就労環境の改善につきましては、退職金共済制度への加入促進や安全衛生指導員の養成など、福利厚生の実質や安全衛生対策の向上に努めてまいります。

次に、海面及び内水面漁業の再生につきましては、モニタリング検査等による県産水産物の安全性の確保と風評対策を柱に取り組んできたところであります。今後は、海面漁業については、操業拡大に向けて増産した魚の販売対策への支援などを、内水面漁業については、遊漁の再開と遊漁者の増加を図るため、出荷制限指示の早期解除に向けた取組や稚魚放流などの支援を強化してまいります。

## **商工労働部長**

県内中小企業の事業継続支援につきましては、事業者の事業継続や販路開拓等に対する伴走型支援、小規模事業者への補助などにより、地域の商工団体等と連携してきめ細かな支援を実施しているほか、新年度は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、県制度資金の融資枠を大幅に拡大して事業者の資金需要に応えていく考えであります。

## **生活環境部長**

ふくしま男女共同参画プランの改定につきましては、コロナ禍の状況の中で、テレワーク等により、仕事と家庭、健康を大切にす働き方が進む一方で、非正規労働者等の雇用環境の悪化やDV等の増加など、女性を取り巻く環境変化や課題があることから、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進や、女性人材の更なる育成・登用、就業継続や生活上の困難に対する支援の実質、女性に対する暴力の根絶等について見直しを行う必要があると考えております。今後、男女共同参画審議会等の意見を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等・女性活躍社会の実現に向け、全ての女性が輝けるようプランの改定を進めてまいります。

次に、意思決定の場への女性参画につきましては、県の審議会等における委員の令和2年度当初の女性比率は35%で、目標の40%を達成するために、更なる推進が必要であるとと考えております。

ふくしま男女共同参画プランの改定に当たっては、県自らも率先して、施策や方針の決定過程における女性比率の一層の向上に努めるとともに、企業や各種団体等、あらゆる組織や地域コミュニティにおいても、意思決定過程に男女の意見が等しく反映され、「女性

の参画拡大が図られるよう、男女共同参画審議会や各方面の御意見を頂きながら、改定を進めてまいります。

次に、東日本大震災による被災女性への相談・支援事業につきましては、これまで、実施主体である国と県及び女性支援団体が連携して、相談窓口を開設し、女性が抱える様々な悩みの解決に向けた支援を行ってまいりました。震災から間もなく10年を迎える今もお、年間千件を超える相談が寄せられているほか、コロナ禍に伴う相談も加わっており、被災女性の多様化、複雑化している相談に丁寧に耳を傾け、寄り添い続けていくことが必要であることから、新年度から、県が実施主体となって事業を継続し、関係団体等と連携しながら、きめ細かな支援に努めてまいります。

次に、性と生殖に関する健康・権利につきましては、子どもを産むことや、思春期・高齢期等における健康問題など、生涯を通じ、自らの身体について自ら決定し、健康を享受していくという権利であり、尊重すべき重要な人権であるとの認識を高めていくことが必要であります。このため、ふくしま男女共同参画プランの施策目標として位置付け、県民を対象に団体等が開催する研修会への講師派遣や高校生に対するデートDV防止に関する次世代スクールプロジェクトなどを展開してきたところであり、今後も、家庭、地域、学校、行政等あらゆる場において、権利の概念の浸透が一層図られるよう、普及・啓発に努めてまいります。

### **こども未来局長**

DV被害女性の支援につきましては、一時保護所を県内一か所に設置し、被害者が遠隔地に居住する場合には、保健福祉事務所等の職員が送迎し、広域的に24時間体制で確実な保護に努めております。また、女性のための相談支援センターのほか、県内9つの配偶者暴力相談支援センターやDV担当の相談員を配置している市町村において、専門的な相談や対応に努めるなど、DV被害女性の支援体制の強化に取り組んでまいります。

### **警察本部長**

少年女性安全対策課の設置につきましては、児童虐待事案や女性が被害者となりやすいDV、ストーカー事案など人身の安全を早急に確保する必要がある各種事案のほか、少年の福祉を害する犯罪等に関する事案、子どもや女性に対する犯罪の前兆となるつきまとい事案等について迅速的確に対応するとともに、これらが相互に関連する場合も見られることから、こうした事案に、一元的に対処する体制を確立するため、少年課を改組して、新たに、少年女性安全対策課を設けることとしたものであります。

## **【再質問】**

神山県議

再質問させていただきます。

最初に危機管理部長にお聞きしたいと思います。2月13日に発生した福島県沖の地震に関して原子力発電所に関する県の対応についてお聞きいたしました。その答弁だけでは何事もなかったように思いますけれども、あの時に最初に報道があったのは、核燃料プールから水漏れがあったというのは聞きました。ところが最近になってですね、格納容器の窒素注入の低下によることからひび割れがあったのではないかと、つまりそれが10年前の地震による傷だったのではないかと、ということもありまして、これは本当に重大な問題だと思うんですね。県はそういう通告を受けたのかどうかはよくわかりません。いつ受けられたのか、何日も経ってから発表というのも私も納得できません。報道によれば原子力規制委員会が東電を呼んで質した中で明らかにして、それが報道された。県自身もそれくらいやってやるべきだし、県自身がわかったらその時点で対応すべきだし、行動もすべきだと思うんです。その点についての考えをもう一度お聞きしておきたいと思います。

私は県としてはね、その担当があるわけですから、重要機器の所の点検箇所をどうやって調べるのかというのは多分チェックリストにあるんじゃないですか。県が見たそういう対応をちゃんとやった上でどうかということを知民に知らせるのが県の役割だと思いますので、もう一度お聞かせください。

それから知事に対してもう一度、再質問させていただきます。

PCR検査の拡充について御答弁いただきました。でも、やはり知事の答弁いくら聞いてもですね、発熱があった場合とか感染拡大した場合とか、こういう前提条件がまだ取れていないわけです。私たちが言っているのは無症状者の、まだ発症していない人も含めて、広域的に、そしていつでも定期的にやる。せめて医療機関や高齢者施設には優先して何回もやる。定期的に一斉にやると、そういう戦略が必要だと私は申し上げたつもりです。その範囲を超えなければ、何らか発生しなければやらないというのでは、少し拡大しただけではこの感染収まらないと思うんですけれども、そういう対策本部での検討とか、連絡とか、知事としてそういう権限をもってやるとか、そういう事は見えてきません。

その点では、知事の答弁ではまだまだ感染が広がりかねないと思いますので、この件に関してもう一度お答えください。

それから知事にもう一度質問ですが、原発事故は国・東京電力による「人災」だと、知事として初めてだと思いますが認識いただきました。前知事の下でも、長谷部元議員が質問させて頂いて、同じような答弁をいただきました。私この認識が非常に大切だと思うんですね。知事が、国・東京電力が必要な対策を怠ってきたこと、自然災害ではなくて人災だと。そういう立場でこの10年間もなるべくやってきたと思いますし、今後の10年間もむしろそういう立場でやるというのが非常に大事だと思っています。それは国、東京電力の加害責任を県としてちゃんと果たさせると、知事としてのこの立場が重要だと思います。

が、もう一度お答えいただければと思います。

もう一つ、「人間の復興」についてです。生業の再建や今後の復興のあり方についてです。

ハードウェアが整備されましたが、10年経ってこれからは人への試練、つまり避難者も県民もこの10年間でどんな大変な思いしてきたのか。ハード面の整備はずっとやってきたので、今年度末でまもなく完成するわけです。それは目に見えたハードかもしれません。その活用もあるかもしれませんが、被災者自身から話を聞くとか、それから避難地域の住民の皆さんと懇談して、こういう復興のあり方を作るべきとか、知事のそういう姿をきちんと見せること。そうやって県民全体で被災地も含めた復興を作っていくこと、私は今ちょうどそういう時期だと思いますが、もう一度お聞かせください。

## 【再答弁】

### 内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

PCR検査にあたっては医師の判断のもと、検査が必要な方がしっかり検査を受けられるようにすることが重要であります。地域における感染状況に応じて必要な検査対象を適切に捉え、確実に検査を実施してまいります。

また、次に原子力安全規制を一元的に担ってきた国及び事故の原因者である東京電力に置いて、廃炉そして福島復興再生に最後まで責任を持って対応するよう県として求めてまいります。

また第2期復興計画の進め方ではありますが、私自身知事に就任してから毎年被災地を巡り、市町村長さんまた地域の皆さんと丁寧に意見交換を行っております。こういった知見も活かしながら、第2期復興計画において生活基盤の再建また被災地の再生に向けて福島県の復興を着実に進めることができるようしっかりと取り組んで参ります。

### 危機管理部長

この度の地震に係る原子力発電所に対する県の対応についてであります。今回の地震につきましても、地震直後に県で災害対策本部を立ち上げまして、その中で原子力班及び県の駐在職員が原子力発電所の状況について東京電力から情報収集を行って参りました。また東京電力からパトロールの結果、設備安全上、周辺環境への影響がないという報告を受けた後にも、地震の影響による被害の報告がなされております。

先ほどお質になりました原子炉の1号機、3号機の格納容器の水位の低下につきましては、2月19日に東京電力から県に対して報告を受けております。その後、県といたしましては東京電力の職員を県庁に置きまして、格納容器の水位低下の状況について確認するとともに、現地駐在職員を福島第一原発に派遣をして、運転パラメーターに加え、格納容器水位の変化、放射線量等の推移などについて情報収集をさせております。また、県原子力規制

庁に対しても情報収集を行い、内容についての確認を行ってきたところであります。

## 【再々質問】

### 神山県議

再々質問させていただきます。

危機管理部長にお尋ねいたします。今回の1号機等の格納容器のひび割れに関する東京電力からの報告が2月19日に県にあって、それは県は発表されたということですか。もう一つ大変な問題は、地震計が壊れていた、昨年設置したこの2つあった。今回のデータ取れなかった。これは本当に緩んでいると思います。いずれ東日本大震災級の大きな地震があるということはわかっていたはずですが、10年目直前になって、こういう大きな地震に見舞われ、また余震が続くとも言われているわけですね。この地震計、なんでこんなことになっていたのか、県は知らなかったのですか。それから県はそれに対してどんな指示をしたんですか。地震計が壊れているんならちゃんとやれという風にするべきだし、いずれにしても県の厳しい監視の態度、それがなければ安全な廃炉も地震への備えも、県民も避難させることもできないではありませんか。もう一度お聞かせてください。

知事にお尋ねいたします。3つお答えいただきましたけど、もう一つですね、地方創生・人口減少対策について、最初に質問させていただきました。知事はいろいろおっしゃいましたけれど、私は公的施設とか教育施設、中でも高校統廃合のことは県教育長にも質してまいりましたし、この統廃合についてはそもそもが県の公的施設の管理計画を見直して長寿命化を図るとか、または廃止するとかっていう中で、これが（高校統廃合）取り上げられてきたわけです。だから知事もそういう立場でですね、地域にとってどうなるのかというそういうところで教育長にもちゃんと図るべきだし、教育委員会任せでもいけないと思うんですけども、そういう意味の地方創生とか、これからの人口減少対策にはやっぱりその地域が疲弊しないような施設はちゃんと残す。しかも教育機関は大事なその地域の文化の象徴なんです。ずっとそれでやってきたじゃないですか。この期に来てですね、突然の発表を受けた地域でも大変な問題だと感じて、だから首長から教育長にも申し上げましたし、だから無くした後の対策は知事がおっしゃいますけど無くさないで、こういう方針を示すべきではないですか。それが本当の地方創生であり、今後の人口減少対策だと私は思うんですけど、知事にその点をもう一度、確かめておきたいと思います。

## 【再々答弁】

### 内堀雅雄知事

再質問にお答えいたします。

人口減少が続く中において、現場主義を徹底をし、各地域の実態を踏まえながら、地域の魅力創出や交流人口の拡大など、地方創生の取り組みを着実に進めていく。これによって持続可能な福島を作り上げていくことに力を尽くしてまいります。

### **危機管理部長**

格納容器の水位低下につきましての経緯ございますけれども、東京電力が地震発生後、常時監視している中で格納容器内の温度が1号機は15日以降に、3号機は17日以降に低下傾向にあることが確認され、19日に水位が低下傾向にあると判断し、県に対して連絡をしたものであります。県といたしましては、こうした状況を受けて先ほど申し上げたような対応をしていたところであります。

また福島第一原発の3号機に設置されている地震計の故障につきましては、第一原発につきましては6号機地震計の観測データを持って、地震後の所内全体の安全を確認を行うということとされております。3号機の地震計につきましては、原子力規制庁の指示により事故を起こした号機の影響を確認するために設置されたものだったという風に確認を致しております。なお東京電力においては、3号機地震計の再設置について早急に検討するとしております。県と致しましては、その復旧の状況について確認をしてまいります。

以上